

服装等に関する規定

本校生徒は通学時には必ず所定の制服を着用して常に生徒らしさを失ってはならない。

(1) 制服

- ① 男子
 - ・学校指定の制服（上着、ズボン、ワイシャツ）を着用すること。
 - ・上着の短いもの、ズボンの特に太いものや細いものも不可とする。
 - ・上着の下は、白いワイシャツとする。
 - ・上着の第一ボタン及びワイシャツのボタンは常にきちんとかけておくこと。
 - ・ワイシャツの下は、学校指定のTシャツまたは白の下着とする。部活動で使用しているTシャツは不可とする。
- ② 女子
 - ・学校指定の制服（上着、スカート、スラックス、ベスト、ブラウス）を着用すること。
 - ・上着の丈の短いものは不可とする。
 - ・スカートの丈の長いものや短いものも不可とする。スカートの丈は膝裏の中心より下を基準とし、膝頭が見えないこととする。腰で短くしないこと。
- ③ 共通
 - ・入学時に許可された制服を着用すること。
 - ・ズボンはきちんとはき、中途半端に腰でゆるめたり、裾を引きずらないこと。裾が切れているものは不可とする。
 - ・制服には学年章を付けること。
 - ・制服の下にジャージやハーフパンツを着用することは不可とする。

(2) 頭髪

- ① 男子
 - ・前髪の長さは目にかからないこと、横の髪の長さは耳にかからないこと、後ろ髪の長さは制服の襟にかからない長さとする。
- ② 女子
 - ・前髪は目にかからない程度の長さとし、かかる場合はヘアピンでとめること。鬢は顔にかからないようにヘアピンでとめること。肩にかかる長い髪は、後頭部の耳より低い位置で一ヶ所もしくは二ヶ所で束ねること。
- ③ 共通
 - ・就職試験や入学試験に臨むにふさわしい髪型とすること。
 - ・パーマやカール等での変形、ムース等での整髪、脱色、染色は不可とする。

(3) 化粧及び装飾品

- ① 共通
 - ・化粧品類、マニキュア、ピアス、イヤリング、指輪、ネックレス類、腕輪、カラーコンタクトレンズ等は校内への持ち込みを禁止とする。
 - ・化粧は厳禁とする。
 - ・眉毛を細くしたり、短くそろえたり、薄くしたりしないこと。
 - ・爪は短く切ること。

(4) 靴下

- ① 共通 ・色は白黒紺(ワンポイント可)とし、ストッキングは肌色とする。
・ルーズソックスは禁止とする。スニーカーソックスは部活動以外は禁止とする。

(5) 靴及び靴

- ① 共通 ・靴は華美なものを避け、底や踵の高くないものとし、ハイカットの靴、サンダル類やブーツは不可とする。
・靴は学用品が入るもので、華美でないものとする。

(6) 防寒着及び防寒具 更衣(10月1日)以降に許可するものとする。防寒着及び防寒具の着用については、気温の低い日に限り許可するものとする。

- ① 男子 ・セーター(Vネック、丸首)、トレーナーは黒、紺、グレー、白とし、制服の丈から出ないものとする。フード付きは不可とする。
- ② 女子 ・丸首のセーター、トレーナーは制服の襟元から見えてしまうため不可とする。
・セーターはVネックで、色は黒とし、制服の丈から出ないものとする。フード付きは不可とする。
- ③ 共通 ・コートは指定された色とする。(黒、紺、グレー)丈の長さは、制服の上着がすべて隠れる長さとする。コートは制服の上に着用し、制服の未着用は禁止とする。ジャンパー類は不可とする。
・マフラーは華美でないものとし、襟元に短くまとめ、長くなびかせることは禁止とする。
・ネックウォーマーは華美でないものに限り可とする。
・カーディガン・レグウォーマー・耳あては不可とする。
・ひざ掛けは、式典のときの使用は禁止とする。また、移動時の使用も禁止とする。

(7) 更衣 6月1日より9月30日までは、制服の上着を着用しなくてもよい。ただし、着用しない場合は下記の規定によるものとする。

- ① 男子 ・指定のワイシャツ又は、指定のポロシャツとし、その他は一切認めない。ワイシャツはズボンの中にきちんと入れ、だらしのない着用は禁止とする。
- ② 女子 ・指定のブラウス又は、指定のポロシャツとし、その他は一切認めない。ブラウスはスカートの中にきちんと入れ、だらしのない着用は不可とする。
- ③ 共通 ・Tシャツは不可とする。
・下着は学校指定のTシャツまたは白の下着とする。部活動で使用しているTシャツは不可とする。

(8) 携帯電話・スマートフォン

- ・校内への持ち込みについては「許可制」とする。
 - ・持ち込みを許可された者は、以下の使用規定を遵守すること。
 - ・使用規定
- ① 登下校時に、保護者と連絡を取る場合のみ使用する。
使用に際しては、校内の場合、公衆電話の周辺のみとし、校外においては、公共のルールやマ

ナーに従い、安全が確保できる場所で使用する。

② 登校したら

- ・電源を切り、ロッカー等に保管し、身につけてはいけない。
- ・自己管理とし、校舎内では絶対に使用しない。
- ・周辺機器（イヤホンなど）の使用や校内でのバッテリー充電は禁止する。

③ その他、学校の指示に従う。

規定に違反した場合には、携帯電話を保護者返却の上、指導をする。

なお、繰り返し指導される場合には、許可を取り消す。

(9) 自転車

- ・許可された自転車には指定のステッカーを貼ること。
- ・ハブステップや変形ハンドル（危険性を伴う極端なハンドル角度等）は不可とする。
- ・二人乗り、並列走行、無灯火、傘差し運転の禁止。
- ・雨天時には雨合羽を着用すること。
- ・事故盗難等で自転車を交換修理した時は、生徒手帳にその旨を保護者に記載してもらうこと。

(10) 付帯事項

- ① 生徒手帳は常時携行し、前商生らしい服装、態度を心がけ、挨拶の励行に努めること。
- ② 欠席、遅刻、早退を避け、基本的な生活習慣をしっかりと身に付けるよう心がけること。
- ③ 時計、鞆、靴、財布、ベルトなど高価なものは学校に持参しないこと。やむを得ぬ事情がある場合は、貴重品の自己管理を徹底すること。
- ④ 音楽機器、ゲーム、マンガ、雑誌など、学習の妨げになるような物は校内への持ち込みを禁止する。
- ⑤ 休業日に部活動等で登校する場合も、原則制服を着用すること。

※「服装等に関する規定」にない事象が生じた場合には、その都度協議し指導する。